

第 1 5 3 4 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 8 年 3 月 2 4 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 6 時 2 8 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第30号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則及び訓令の一部改正について
(総務課・学校企画課)

第31号 組織改正等に伴う規則及び訓令の一部改正について (総務課)

第32号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等について
(総務課)

第33号 島根県立武道施設条例施行規則及び島根県立体育施設条例施行規則の一部改正について (保健体育課)

第34号 島根県指定文化財の指定について (文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第84号 平成27年度末市町村立学校の廃止及び平成28年度市町村立学校の設置について (学校企画課)

第85号 検定中教科書の閲覧に係る教員への服務指導等について
(学校企画課)

第86号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜合格者数及び定時制課程第2次募集について (教育指導課)

第87号 島根県教職員研修計画について (教育指導課・教育センター)

第88号 遠隔研修システムの設置について (教育指導課・教育センター)

第89号 平成28年度特別支援学校(高等部・専攻科)の合格者数について
(特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第35号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

第36号 平成28年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について
(教育指導課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第90号 平成28年春の叙勲内示について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
鴨木教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

小林教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
野口参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
松本教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第35号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
山崎教育指導課長	公開議題、議決第36号
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題、議決第36号
堀江保健体育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
荒木社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
佐藤古代文化センター長	公開議題
鈿福利課長	公開議題
柿本教育センター教育企画部長	公開議題
大場学校企画課企画幹	議決第35号
梅木学校企画課企画人事主事	議決第35号
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	5 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	6 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	広江委員	

(議決事項)

第30号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則及び訓令の一部改正について (総務課)

○松本総務課長 議決第30号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則及び訓令の一部改正についてお諮りする。

地方公務員法については、この度職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、退職管理の適正を確保する旨の改正が行われ、平成28年4月1日に施行されることとなった。これに伴い、関係する教育委員会の規則及び訓令について改正する必要性が生じたものである。

具体には、1の(2)アにあるように、地方公務員法の改正で「営利企業」と「営利企業等」の定義が設けられたことに伴い、関係する規則及び訓令について所要の改正を行う。また、イにあるように、同じく地方公務員法の改正で、新たに「昇格」の発令式が必要となったため、関係する二つの訓令について所要の改正を行う。さらに、ウにあるように、地方公務員法の改正に併せ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も改正されるため、関係する四つの規則について所要の改正を行う。

1の2ページをご覧ください。この度行政不服審査法の改正があった。具体には、2の(2)にあるように、処分庁に不服申し立てを行う際の異議申し立ての制度を廃止し、審査請求に一本化された。これに伴い、関係する二つの教育委員会規則について所要の改正を行う。

なお、改正するこれらの規則及び訓令の施行期日は、いずれも平成28年4月1日である。

— — —原案のとおり議決

第31号 組織改正等に伴う規則及び訓令の一部改正について (総務課)

○松本総務課長 議決第31号組織改正等に伴う規則及び訓令の一部改正についてお諮りする。

2の1ページをご覧ください。2(1)組織の改正だが、教育指導課に新年度から内室として地域教育推進室を設置する。地域教育推進室では、従来のキャリア教育推進スタッフと、心の教育推進グループの業務を主に担当する。内室化に伴い室長と事務の調整監を増員し、より迅速に強力にしまねらしい教育を推進していく。

次に(2)所掌事務の改正であるが、①については先ほど説明した地域教育推進室で所掌する事務として県立学校及び小中学校の教育魅力化に関するものを追加するものである。これまで、教育指導課では離島・中山間地域の高校における教育魅力化の取組を支援してきたところだが、今後、他の県立学校や小中学校においても必要に応じて支援を行っていく必要があるため、所掌事務として明記するものである。

2の2ページをご覧ください。②は、社会教育課に二つの所掌事務を追加するものである。理由にあるように、島根県総合戦略、島根県中山間地域活性化計画に基づき、小さな拠点づくりを進めるにあたり、地域振興部と連携し公民館の学習機能等を活用して地域住民の機運醸成に取り組む必要があること、また、島根県総合戦略に基づき、移住・定住政策を進めるにあたり、地域振興部や地域教育推進室と連携し、地域全体で子どもを育む島根の教育魅力化に取り組む必要があるため、所掌事務として明記するものである。(3)のその他の改正は、規則で規定する内部組織を簡略化するものであり、知事部局の行政組織規則と歩調を合わせる改正である。施行期日は平成28年4月1日である。

○岡部委員 地域教育推進室の発足に至った背景をもう少し詳しくお聞きしたい。

○松本総務課長 教育指導課は教育行政の中心となる課の一つである。学力育成に関する業務、いじめや不登校問題など生徒指導に関する業務、キャリア教育やふるさと教育並びにふるまい向上などしまねらしい教育を推進する業務を所管している。今までは、教育指導課長、生徒指導業務を担当する子ども安全支援室長の管理職2名を配置して対応してきた。今後、しまねらしい教育、地域教育と呼ばれる部門をより強力に迅速に対応していくためには、もう1名室長を配置し推進体制を強化した方がより円滑に進められると考え、この度の内室の設置に至った。

○岡部委員 趣旨はよくわかった。新しく発足した組織が良い形で機能し、成果を更にあげていかれるよう見守っていきたいと思う。

— — —原案のとおり議決

第32号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等について（総務課）

○松本総務課長 議決第32号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正等についてお諮りする。

資料3の1ページをご覧ください。1の改正理由にあるように、市町村立学校教職員の給料及び諸手当については教育委員会規則で定めているため、所要の改正を行うことを提案するものである。また、県立学校教育職員の給料及び諸手当については、人事委員会規則で定めているため、所要の改正を行うよう人事委員会へ依頼することを提案するものである。

それでは、2の市町村立学校の教職員の給与に関する規則の改正内容についてご説明する。

(1)は、平成27年の人事委員会勧告を受けて、既に条例改正を行っているものについて、これを実施するため規則を改正するものである。今回は単身赴任手当の基礎額及び加算額の改正を行う。単身赴任手当は、生活本拠地から60km以上離れた地に単身赴任した場合に支給される手当であるが、この基礎額を26,000円から30,000円に改正する。また、80km以上離れた地に赴任する場合には距離に応じて加算額が支給されるが、この加算額も改正するものである。

(2)は、管理職手当の指定学校の見直しに関するものである。市町村立学校の管理職については、学校の規模に応じて3種から6種までの管理職手当が支給される。手当額は3種が最も大きく6種が最も少ない。学校の規模は、現在の学級数と今後の5年間の増減の見込みを考慮して指定する。この見直しは毎年実施するものであるが、今回は学級数の増減により、そこに示した学校について指定の見直しがあった。

(3)は、へき地学校等の指定見直しに関するものである。小中学校所在地の交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件等の変化を反映したへき地学校等の指定見直しは、6年に一度行っている。今回の見直しで級地が変動した学校については3の3ページに一覧を載せている。全小中学校304校中87校がへき地学校だが、級地アップの学校、つまり更にへき地になる学校が20校、級地ダウンの学校が8校であり、全体的にはへき地の度合いが進む傾向となった。

(4)は、地方公務員法の改正に伴うもので、①は級別基準職務表が条例化されたことに伴う規定の整備、また②は管理職昇任について人事委員会による昇任選考を要しないことに伴う規定の整備である。

次に、3の「人事委員会規則の改正内容」について説明する。県立学校教育職員の給料及び諸手当については、人事委員会規則で定めているため、所要の改正を行うよう人事委員会へ依頼するものである。改正依頼の内容としては、まず、市町村立学校の教職員の給与に関する規則の改正内容として説明した中の、2の(2)管理職手当の指定学校の見直しと、2の(3)へき地学校等の指定見直しを除く部分について改正を依頼する。②は行政不服審査法の改正に伴う所要の改正だが、これについては議決第30号でも説明したように、行政庁に不服を申し立てる制度において、異議申し立てを廃止し、審査請求に一本化されるため所要の改正を依頼する。③は育児休業期間が1か月以下の場合には勤勉手当の勤務期間率の除算をしないよう改正を依頼するものである。勤勉手当とは、ボーナスを構成する手当の一部で、この除算をしないことの効果としては、例えば男性の育児休業が進むことが期待される。なおこの②、③の部分については、市町村立学校の教職員の給与に関する規則においては「県立学校の教育職員の給与に関する規則の例による」と規定されているため、改正の必要がないものである。

(2)は、専門的教育職員の給与の特例に関する規則という人事委員会規則だが、級別基準職務表を職員の給与に関する条例に規定したことに伴い、級別職務分類基準表を削除するよう人事委員会へ依頼するものである。これらの改正規則は、平成28年4月1日からの適用となる。

○原委員 単身赴任手当の加算額を2,500キロ以上では一律にされているが、これを超えることはないか。

○松本総務課長 外国の学校に赴任することもありうるが加算区分は2,500キロを上限としている。

○岡部委員 国内のどこまでを赴任範囲に想定しているか。2,500キロまで区分が設定してあるが設定は妥当なものか。

○松本総務課長 人事院規則にならって改正したものであり、国と同じである。島根県では人事異動の大部分が県内間で行われるため、多くの区分は適用されることがないと思われる。

○森委員 市町村立学校の教職員として外国に赴任することはあるか。そのためのために、2,500キロ以上の加算区分が設けられているのか。

○松本総務課長 外国の日本人学校等に派遣されている教職員は、県内小中学校の教員としての身分を保持したまま派遣されているので、手当の適用を受ける可能性がある。ただし、赴任にあたっては夫婦帯同を条件としているため単身赴任手当の支給を受けている者はいな

い。

○広江委員 へき地手当は、生活の本拠地が該当地区にある場合であったとしても、全額が支給されるか。減額されることはないのか。

○松本総務課長 へき地学校に勤務するにあたり生活本拠地を移転する場合は、へき地手当に準ずる手当が別途支給される。へき地手当は、勤務公署である学校を支給基準とするため、へき地校に勤務していれば支給される。

○広江委員 該当地区の出身であり、該当地区に元から生活本拠地を置く場合であっても、学校単位で考えるということか。

○松本総務課長 そのとおりである。

○原委員 へき地学校の学校数についてだが、全小中学校数304校のうち87校がへき地学校とのことである。中国地方の他県の状況を調べてみたところ、島根県が一番割合が高かった。一方、鳥取県の割合はとても低かったのだが、交通事情等の理由があるのだろうか。また、へき地学校が多いということは小規模校が多いということであり、現場の先生達は生徒指導や学力指導の面で、大規模校や小規模校それぞれの特性に応じた指導に日々努力されているのだなと思った。

○松本総務課長 島根県では国が定める基準の調査票を使って、へき地や級地判定を行っている。この基準となるのが学校所在地の交通条件等である。バスの運行回数の減や高等学校の統合などによって年々厳しくなっており、へき地度が上がってきている。

○原委員 これだけ人口減少が問題となり、国が一生懸命地方創生に取り組んでいるので、こういった現状は妥当な現実であると思った。

○鴨木教育長 国が作った全国共通の基準に沿って調査をした上で、へき地の級地を決めている。そういう中で、島根県内のへき地校の比率が依然として高いことは、全国の中で見ても島根県内の特に中山間地域に位置する小中学校等の生活条件が年々厳しくなっていることを反映していると、見ることもできる。

○松本総務課長 今回の調査においては、道路事情が良くなったことにより、1時間から1時間半かけて車で長距離間を通勤する教員が多くいることもわかった。

— — — 原案のとおり議決

第33号 島根県立武道施設条例施行規則及び島根県立体育施設条例施行規則の一部改正について（保健体育課）

○堀江保健体育課長 議決第33号島根県立武道施設条例施行規則及び島根県立体育施設条例施行規則の一部改正についてお諮りする。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、新たな学校の種類として規定されることになった。このことに伴い、2月4日に開催された教育委員会会議での議決を経て、2月の定例県議会で関係条例の整備に関する条例が議決となった。

これを受けて、2（1）と（2）の事項では、保健体育課所管の体育施設について関連する規則を改正しようとするものである。（1）は、県立石見武道館のトレーニング室並びに、県立水泳プールと県立体育館のトレーニングルームの使用制限についてである。これらのトレーニング室、トレーニングルームには、様々な機器が設置してあり、低年齢の子どもさん等が使用されると危険である。このため、個人で利用券を購入して利用する場合には、未就学児や小学校の児童等は利用券を購入できない旨、条例で定められており、この度の条例改正では、義務教育学校の前期課程の児童については利用券を購入できないよう規定が追加された。

今回、改正しようとする規則では、個人利用の場合の回数券の発行について定めており、その回数券を購入できない者についても、今回の条例改正に併せて「小学校の児童」と記載のあるものを「小学校の児童及びこれに準ずるもの」と改め、これまでと同じように児童の使用の制限を設けるものである。

（2）は、県立水泳プールの使用に係る改正についてであるが、水泳プールについては、小学校低学年の児童の安全なプール利用に配慮するため、付添いをされる方の個人利用料については、その付添い人について安価な設定をしており、この度の条例改正で義務教育学校の前期課程の子どもさんに付き添う場合も、通常よりも安い価格で付添いができるよう、先般の定例県議会で条例の規定が整備された。この度、改正しようとする規則は、個人利用の場合の付添いの方の回数券の発行について定めている。規則では、「小学校1年から3年の児童」となっているところ、条例との整合性を図り、「児童若しくはこれに準ずるもの」と改め、義務教育学校の前期課程の児童の付添いの方についても、これまでと同じように安価

な回数券の購入をできるようにするものである。

(3)は、県スポーツレクリエーション祭を開催するときの県立武道施設と県立体育施設の使用料についての減免措置についてである。県スポーツ・レクリエーション祭の実施方法が変更され、これまでの実行委員会が主催する方式から、しまね広域スポーツセンター事業として様々な団体が主催して行うことになったので、こうした団体が使用する場合も、これまでと同じように使用料の減免ができるように規定の整理を行うものである。規則の変更箇所の詳細は、武道施設については4の2ページ、体育施設は4の3ページから4の4ページに記載している。施行日は平成28年4月1日からを予定している。

— — — 原案のとおり議決

第34号 島根県指定文化財の指定について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 議決第34号島根県指定文化財の指定についてお諮りする。

川本町にある丸山城跡を島根県文化財保護条例第31条第1項の規定に基づき、島根県指定文化財に指定することについてである。5の10ページをご覧いただきたい。まず、島根県指定文化財の指定の手続きの流れをご説明する。指定文化財の価値を定めるために様々な手続きを経るわけであるが、②の県教育委員会での諮問の議決については、2月24日の教育委員会会議においていただいたところである。③の県文化財保護審議会での審議については3月14日に県文化財保護審議会を開催し審議をいただき、資料5の2ページのとおり答申をいただいたところである。本日議決いただきたいのは、手続きの中の④の島根県指定文化財として指定することについての議決である。ちなみに、③の県文化財保護審議会から答申を受けたことについては、既に報道発表済である。

川本の丸山城の状況については、前回の教育委員会会議で詳しく説明しているため今日は簡単に説明する。中世から戦国時代にかけて、石見東部、特に川本町を中心に小笠原氏が支配するわけであるが、支配する領土の一部に石見銀山が含まれていた。石見銀山が発見されて以降、小笠原氏は戦国の中での石見銀山にかかわる中国地方の武将達との合戦に巻き込まれ、最終的に毛利氏に敗れた。通常であればそこで滅ぼされる場所であるが、小笠原氏は長年石見銀山の地主的な地位にあり、かつ様々な産業を仕切る立場にあったため、毛利氏があえて滅ぼさずに温存し今回史跡指定する丸山城に言うなれば蟄居させた。そのようなことから、丸山城は山城でありながら防御施設がなく、かつ広い居館のような平坦面が上にあって石垣があるという、全国的に見ても珍しい形態の城であるということで、指定の答申をいただいたところである。

○岡部委員 2点伺いたい。この史跡の名称は正式にはどう読むのか。文化財の資料にはルビを記入するのが望ましいと思っている。また、文化財保護審議会で答申に至った討論の要点を伺いたい。

○丹羽野文化財課長 史跡の名称は「まるやまじょうあと」と読む。今後は、ルビをつけた資料とする。また、保護審議会の中での議論についてであるが、資料5の10ページに記載しているが、最終的な答申に至るまでには審議会委員による調査及び中間的な報告が行われる。そうした経過をたどる中で、指定物件として大きな問題はないという流れがおのずと醸成されていき、私どもが諮問をするというような流れで進めている。今回、丸山城跡を史跡に指定することに対して異論は全くなかった。考古学の分野、文献史学の分野、両方の先生から非常に強い推薦をいただいたので、史跡指定するという答申をすることについては満場一致であった。

○森委員 指定された後は、数年計画で整備をされていく予定なのか。石づくりのカマドの写真があるが、これをそのままにしておく中に踏み込まれると壊れる可能性もあるが、こういった部分は整備をされるのか。

○丹羽野文化財課長 川本町において、この丸山城跡を町内の方の憩いの施設として、また町外の方にも訪れていただきたいということで整備を行いたいという意向を聞いている。具体的な計画はこれから立てられると思う。石づくりのカマドの写真は発掘調査をしたときの写真であり、現在は埋戻しをして保護をしている。ただ、恐らく石垣などは露出をしている状況であるので、もし崩れそうなところがあれば修理をして開放するという手だてを講じると思う。

— — — 原案のとおり議決

(報告事項)

第84号 平成27年度末市町村立学校の廃止及び平成28年度市町村立学校の設置について(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第84号平成27年度末市町村立学校の廃止及び平成28年度市町村立学校の設置についてご報告する。

市町村立学校の設置廃止については、市町村の教育委員会が行い学校教育法施行令の規定により県教委へ届け出ることが義務付けられている。その届け出があったものについてご報告する。資料6の1ページをご覧ください。平成27年度に廃止する学校は、出雲市立佐香小学校、雲南市立飯石小学校、奥出雲町立高田小学校、江津市立跡市小学校、浜田市立今市小学校、津和野町立左鏡小学校の6校である。廃止期日は平成28年3月31日である。平成28年度に設置する学校は、浜田市立旭小学校。設置期日は平成28年4月1日である。平成28年度に名称変更する学校は、出雲市立さくら小学校である。これは、出雲市立久多美小学校からの名称変更である。期日は平成28年4月1日である。

資料6の2ページをご覧ください。廃止校の統合先を早見表に示している。佐香小学校は久多美小学校に統合され、統合後の久多美小学校はさくら小学校に名称変更する。余談であるが、さくら小学校の命名の由来は、佐香小学校と久多美小学校の頭文字をとり、両校が一緒になって楽しく良い学校になることを満開の桜にイメージさせたと伺っている。今市小学校は廃止されて旭小学校として新たに発足する。これは新校舎が完成し新たなスタートということで、旧町名を冠した学校名になるとのことである。2の増減表は、小学校のみに異動があり廃止6校設置1校であるため5校の減となる。近年の学校数の推移は、27年度から28年度にかけて小学校本校が208校から203校、小中学校の本校分校合わせて308校から303校へ減少する。資料には平成16年時点から掲載しているが、かなりのペースで学校の統廃合が行われている。

余談になるが、データが残る昭和29年の小学校数は461校、中学校数は217校、本分校合わせて678校であった。当時は小中学生の人数も多く20万人に近かった。ちなみに現在は約5万人である。

○森委員 江津市では、この度跡市小学校が統合された。統合の話が持ち上がってからここに至るまで、地元との協議など10年以上を要した。県内で統合が予定される学校数はどれくらいか。

○高橋学校企画課長 正確な数は把握していないが出雲市など再編統合計画を作成された市町村もある。統合を進めるにあたっては、地元地域の了承を得ることとされる例もあり、必ずしも計画されたとおりに進んでいない状況も見られる。各市町村の計画等がまとまったところで改めて報告する。

— — —原案のとおり了承

第85号 検定中教科書の閲覧に係る教員への服務指導等について(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第85号検定中教科書の閲覧に係る教員への服務指導等についてご報告する。

前回3月14日の教育委員会会議において、教育指導課から検定中教科書の閲覧に係る調査結果についてご報告した。対価を伴った教科書閲覧、対価を伴わない教科書閲覧、それにかかわった教員の人数等について市町村教育委員会が行った調査結果を取りまとめ、結果、調査対象となった教員が教科書採択に影響を及ぼしておらず、採択は公正・公平に行われたとのご報告をした。

この調査結果を踏まえ、本日はこの調査対象となった教員、すなわち検定中教科書の閲覧を行った教員への服務指導等についてご報告する。

まず、今回の事案が処分のうち懲戒にあたるかどうか、任命権者である県教育委員会を支える事務局として、本県の懲戒処分の指針、基準に照らして厳格に検討を加えた。その結果、任命権者が行う懲戒ではなく、服務監督者である市町村教育委員会が行う措置処分に相当すると判断した。したがって、その措置処分、服務指導の内容については、本来市町村教育委員会において判断されるべきものである。しかしながら、今回の事案は該当教員の在籍校が複数の市町村及び国立学校等にも及ぶもので、その服務指導の内容に差異が生じるのは好ましくないとの判断から、県教育委員会として異例ではあるが服務監督者である市町村教育委員会等に助言を行う服務指導の内容について、一定のアウトラインを示すことにした。本日もご報告するのは、その服務指導の内容についてである。

資料7の1ページをご覧ください。まず、(1)検定中の教科書を教員等に閲覧させ、

意見聴取等の対価を支払った事案、対象者延べ28名である。前回の教育委員会会議において報告したとおり、対象者が教科書の採択結果に影響を及ぼした事実は認められなかった。しかし、検定中の教科書は閲覧してはならないこととなっている。その検定中の教科書を閲覧したこと、教科書発行者から謝金とはいえ金品の受け取りがあったことは、公教育に寄せる県民の信頼に疑念を抱かせかねない行為である。処分量定としては訓告が適当であると判断した。閲覧時に管理職及び指導主事の職にあった者は文書による訓告、閲覧時に管理職以外の者は口頭による訓告としたい。延べ28名の中には、2回閲覧したという者が2名、退職者は服務指導の対象者ではないため昨年度末において既に退職している者が2名含まれる。したがって、実数としては24名が対象となる。

(2) 対価を伴わず検定中の教科書を閲覧させて教員等に意見を聴取した事案については、延べ18名の対象者がいる。教科書の採択結果に影響を及ぼした事案は認められず、かつ金品の受け取りもなかったとはいえ、検定中の教科書を閲覧したことは先ほどと同じく公教育に寄せる県民の信頼に疑念を抱かせかねない行為であり、所属長から再度厳重に注意をするというものである。なお、18名のうち2名は対価があった者に含まれているため実数としては16名となる。

今後の対応は、今年度中に服務監督権者である市町村教育委員会等において服務指導を行っていただく予定としている。年度末に異動する者もいるので、現所属において服務指導を行っていただくこととしている。

再発防止に向けた取組であるが、個々の事情聴取においてわかったことは、今回該当となった教員の中に検定中の時期に検定中の教科書を見てはいけないということを正確に理解していなかった者が少なからずいたということである。検定中教科書を閲覧させてはならないということについて、文部科学省から教科書会社に対して指導は行われているが、教員に対する指導は行われていなかった。そこのあたりは盲点であったところであり、県教育委員会としても反省すべき点であると考えている。今年度中に教科書採択に関する注意喚起を県教育委員会から文書により発出し、4月初めに所属長からきちんと指導ができるようにしたい。

また、4月にある市町村教育長会及び市町村教育委員会の担当者を対象とした教育施策説明会でも、再度この件について説明し再発防止に向けた学校への指導を依頼する。また、5月に市町村立学校の校長を対象とした教育施策説明会の場でも、改めてこの件について指導を行いたいと考えている。

○藤田委員 先生方がよく理解していなかったということに原因があるとしても、非常に残念なことである。今後の対応として、いろいろな取組をされるようであるが、先生方にきちんと届くように対応していただきたい。県民の信頼をまた戻していただきたい。

○岡部委員 県として処分の考え方を明らかにされたということは、よろしいと思っている。ただ、全国的にも同じような事案があったというように聞いているが、他県とのバランスはいかがか。

○高橋学校企画課長 現時点で、服務指導等がすべての県で行われているわけではない。中国地方では、現時点で処分結果を含めて公表しているのは山口県である。山口県は管理職については文書訓告、管理職以外は厳重注意というものであった。その他の県については担当者レベルにおいて様々な情報交換は行っているが、公表には至っていない。島根県としては先日調査結果の発表を行ったところであり、できるだけ早く具体的な指導を行うことで再発防止につながると考えている。

○原委員 先生方に見てみると、指導している子ども達の力を伸ばそうと思って頑張っている中で、教科書にこんな意見が反映されるといいなという、そのような気持ちで教科書会社の方と議論されたのではないかと想像する。検定中の教科書を閲覧することは確かにいけなかったのだが、教科書を作るときに現場の声を反映させるやり方は間違っていないと思う。このことで先生方が悪いことをしたと委縮してもらいたくないと思う。

○高橋学校企画課長 今回、問題なのは検定中であったということである。例えば、教科書ができあがり採択され、その採択された教科書に対しての改善点については、当然述べていくべきである。そういうことを、教員は普段から心がけていかなければならないと思う。今回の会議などで意見交換が行われた場もあったようだが、そのすべてが実は検定中教科書について意見をもらいたいというのではなく、教科指導研究会などの名前で開催しているものもあったようだ。そこへ行った教員は、委員におっしゃっていただいたように純粋に自己啓発、研修等の目的で出席した教員も少なからずいたという調査結果もあった。ただ、先ほどおっしゃっていただいた姿勢は持ちつつ、検定中に見てはいけないというルールの中で実践できるように、こちらとしてもきちんと指導していきたいと考えている。

○広江委員 検定が終わり採択をした教科書についても、使いにくいところはたくさんあるので、そのことについて意見を言う機会は増えてきていると思う。検定中に閲覧させてはいけないというのは、外部からの干渉があってはいけないということである。検定前の段階では現場の教員も一緒に作っていく場合もあると思うが、検定前の段階であれば問題はないと

いうことか。

○山崎教育指導課長 教科書を編集して、検定に出した段階からは閲覧はしてはならない、させてはならないということになっている。それまでの段階で、編集作業の中で編集委員として加わる者、協力委員としてかかわる者もあると聞いている。ただ、そういった編集にかかわっている者、あるいはそういう関係で意見を述べたりした者が、採択の際に、なんらかの調査員等の役割を担うということは、採択の公平を欠くことになり、公正な採択という点で問題がある。制度的にどういったところが問題なのかということを知りやすく伝えていくのが我々としては大事なことだと考えている。

○鴨木教育長 教育行政は国民、県民の信頼があってこそ成り立つもの、今回の事案が結果として、国民、県民のみなさまに疑念を抱かせかねないという状態を生んだということは、やはり結果責任として残念に思う。一方で、複数の委員からご意見があったように、今回のことで現場の教育職員が必要以上に委縮することがないようにしなければならない、そういった事柄のバランスの上に、今後の私どもの対応を進める必要がある。その対応としては、一つは今回の事案に関係をした実数で40名の教育職員に対しての服務指導を適切に行うこと。もう一つは、現場の教育職員に対する注意喚起を実効性のある方法で行うことである。ただいま、いただいたご意見は概ねそのような方向性であったと受け止め、県教育委員会として適切に対応していきたい。

— — —原案のとおり了承

第86号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜合格者数及び定時制課程第2次募集について（教育指導課）

○山崎教育指導課長 報告第86号平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜合格者数及び定時制課程第2次募集についてご報告する。

資料8の1ページをご覧ください。学力検査は、3月8日（火）に予定どおり実施し、3月18日（金）10時に各高等学校において合格者の受験番号を掲示する形で合格発表を行った。各学校のホームページにも10時30分から17時までの間、掲載した。これまで、合格内定の扱いであった推薦選抜（スポーツ特別選抜、中高一貫教育特別選抜）の合格者を含む4,972名に、中学校を通じて合格通知を送ったところである。

3の選抜状況（1）一般選抜合格者数をご覧ください。入学定員は5,670名、推薦選抜等の合格者数が779名で、一般選抜の募集定員は4,891名である。これに対し出願者が4,572名あったが212名の欠席があり、実際の受検者数は4,360名であった。そして、一般選抜の合格者数は4,193名であった。昨年度よりも、入学定員は120名少なく推薦選抜の合格者が70名増えたため、一般選抜の募集定員は190名少ないという状況であった。実際の受検者は83名多いという状況で、実質的な競争率も例年より高いという状況であった。合格者数は、全日制で15名多く、定時制で2名少なくなった。

（2）推薦選抜等の合格者数をご覧ください。①の推薦選抜は、新たに実施した松江東高校と飯南高校を加えた27校55学科で行われ、募集人員1,004名程度に対して、752名が志願し682名が合格した。

8の2ページをご覧ください。②中高一貫教育校（連携型）特別選抜は、飯南高校、吉賀高校で実施し、合わせて59名が志願し59名全員が合格した。③のスポーツ選抜は、昨年度と同じ18校で実施し108名の募集人員に対して、38名が志願し38名全員が合格した。

（3）合格者が定員に満たなかった学校・学科数をご覧ください。全日制では、36校中23校、71学科中37学科が定員に満たない状況だったが、昨年度と比べると学校数で5校、学科数で14学科において、定員を満たした学校等が多くなった。出願者が多く、一方では定員は少なくなっているという状況下で、受検者にとって厳しい受検であった。

8の4ページ学校別の合格者数一覧をご覧ください。一番上の安来高校の欄をご覧ください。入学定員160名に対して、推薦選抜等の合格者が9名であり、一般選抜の募集定員は151名であった。第1志望の出願者は148名であったが3名の欠席者があり、実際に第1志望校として受検した生徒の数は145名であった。一般選抜の合格者数は143名となった。推薦選抜等も合わせた合格者数の合計が真ん中の網掛け部分に載せてあり、安来高校の合格者は全体で152名ということになる。次の情報科学高校の欄をご覧ください。120名の入学定員に対して、推薦選抜等の合格者が14名、一般選抜の募集人員は106名であった。第1志望校としての出願者は74名で、全員が受検した。合格者数は、情報科学高校を第2志望校としていた生徒で同校へ合格した生徒も合わせて、81名が合格した。推薦選抜等を合わせた情報科学高校への合格者数は95名であった。

今年度の特徴として、島根中央高校、矢上高校は中山間地域の学校であるが、定員を充足した。島根中央高校は90名の定員に対し90名が合格。矢上高校も90名に対して90名が合格。県外から積極的に受け入れを行った中山間地の学校も含め、定員を充足した学校が昨年度よりも増えた。県外からの合格者は全体で175名であり、昨年度の142名よりも33名多くなった。

8の3ページをご覧ください。4の定時制課程の第2次募集については、定員に満たなかったすべての定時制課程で第2次募集を実施する。本日17時までが出願期間で、28日に作文・面接等の検査を行い30日午前10時に各学校で合格発表を行う。

○森委員 島根中央高校については県外から34名の入学者があったと聞き、嬉しく思うとともに驚いている。寮やアパートも充実していると思うが、どのような取組により成果に結びついたのか。他の学校も県外からの入学者を懸命に募っている中で、参考になると良い。

○山崎教育指導課長 離島中山間地域の高校魅力化校では、町村と連携して組織をつくり、学校の特色を活かした魅力ある高校づくりや県外等へのPR活動を積極的に展開している。島根中央高校では、町で寮を充実していただいたり、部活動を軸にした子ども達の活動づくりに取り組んでいる。県外へのPR等に関しても、東京や大阪において積極的なPRに取り組んでいる。加えてNHKの全国放送で取り上げられたこともPRにつながった。東京からの入学生で、子どもの成長や自立を望む親の思いやカヌー部に入りながら勉学に励む本人の様子が紹介された。学校での学習の充実と町をあげての取組の相乗効果ではないかと思う。

○藤田委員 情報科学高校の合格者数81名には第2志望者が含まれるとの説明であった。来年度からは一般選抜の第2志望制度が廃止されるため、こういった状況はうまれない。来年度の受検は大変であると思っている。改めて子ども達が円滑に志望校に入れるよう手厚い術を講じてほしいと感じた。

○山崎教育指導課長 今年度の一般選抜においても定員が120名減少する状況の中で、各中学校では子ども達や保護者を交えて相談を行い慎重な進路指導等が行われたと聞いている。来年度は制度が変わるため、更に個々の思いを受け止めながら丁寧に進路指導を行うことが求められる。制度の周知については各中学校を通じて繰り返し説明を行う。

— — — 原案のとおり了承

第87号 島根県教職員研修計画について（教育指導課・教育センター）

○春日所長 報告第87号島根県教職員研修計画についてご報告する。

教職員の研修計画は、法令で任命権者が定めることとされている。資料9の1ページをご覧ください。これまでの経緯だが、平成14年3月に現在計画が策定され、その後、国の中央教育審議会の答申があり、平成26年にはしまね教育ビジョン21が策定された。これを経て昨年2月に島根県公立学校教員人材育成基本方針が策定されたところである。この度、これらの基本理念や方針に基づき、10年以上経過した本研修計画の整理を行った。大きく整理した内容を説明する。資料9の2ページから9の3ページをご覧ください。島根県の教職員として求められる基本的な資質能力の例示について、前述のビジョンや国の動向を踏まえて整理を行った。資料9の4ページをご覧ください。キャリアステージに応じて求める姿と育成する資質能力を示している。これまではキャリアステージを教職の経験年数に応じて、1年から5年、6年から10年、11年から20年、20年以上と設定していたが、人材育成基本方針の基本概念である学び続ける教員の育成に基づき、1年から6年を「自立・向上期」、7年から11年を「充実期」、12年以上を「発展期」として3期の区分に見直した。発展期においては、主幹教諭や管理職に進む教諭がいるため、個々に応じた研修を組むことも大切と考えている。9の8ページをご覧ください。これまでの説明内容をまとめた体系図であり、キャリアステージ3期の区分で整理している。次年度以降はこの計画により研修を実施する。また、昨年12月に国の中央教育審議会で今後の教員の養成・採用研修について、新たな答申が出された。これに基づき法改正が予定されており、今後更に国の動向等を踏まえながら計画の見直しを進めていく考えである。

○岡部委員 研修は非常に大切なことだと認識している。一方で、回数を重ねて内容を膨らませることだけでなく、最小限の時間で効率的に行うコンパクト化にも配慮してほしい。教育現場の多忙化解消につながるような研修計画を要望したい。

○春日所長 ご意見は研修の質の向上をいかにしていくかと、いかに精選して指導力向上につなげていくのかということだと思う。センターでは研修の計画と運用において、今年度は研修の数を減少させ、その分を学校現場に直接指導主事が出向く校内研修の支援にあてた。特に各学校が課題にあげる内容を職員が一堂に会して研修することは学校現場も求めていることである。教育事務所と協力しながら学校現場のニーズに応えた研修を進め、委員ご指摘

の研修の精選や重点化にも引き続き努めてまいりたい。

○広江委員 センターが実施する研修を受講するためには、学校を空けなければならない、特に小学校のクラス担任では難しい。また、受講希望が多い研修は何年申し込んでも受講できないとの声も聞く。校内研修の支援として、学校へ出かけ学校における課題を教職員全員で研修を通して学校全体の共通理解としていくことは非常に重要。出前講座や要請訪問はできるだけ増やしていただきたい。

○森委員 教職員には管理職の職位がありそれぞれに応じた研修を実施するとある。今年度は女性管理職が減少したが、女性管理職を増やした方が良いとの意見もある。女性が管理職試験を受けることを後押ししたり、モチベーションを高める場づくりを進め、多くの女性が管理職を目指して頑張れるような体制をつくらなければ、女性管理職を増やすことは難しい。この点も加味していただきたい。

○春日所長 女性に管理職試験を受けていただくための前段の取組として、今年度から30代を対象にミドルリーダーの研修会を始めた。学校長、市教委、教育事務所から推薦のあった小学校から高校までの教員が一堂に会して3日間の宿泊研修を実施。このほか島根大学では現職教員研修を実施いただいている。若手の段階でミドルリーダーとして活躍いただける方に声かけをして研修を進めている。

— — —原案のとおり了承

第88号 遠隔研修システムの設置について（教育指導課・教育センター）

○春日所長 報告第88号遠隔研修システムの設置についてご報告する。

先ほどご意見にもあったとおり、学校現場、特に小学校では教員の研修受講により子ども達が自習になることがある。この解消につながるといった点も含めて、本システムについてご説明する。

資料10の2ページをご覧ください。教育センターが主催する研修は、島根県教育センターと浜田教育センター、教育事務所がある各合同庁舎で開催している。東西に細長く離島もある本県では、研修会場への移動に長時間を要しており、隠岐から参加する場合は特に前後泊で学校を空けることが課題である。このため、来年度から主会場での研修を他会場でもリアルタイムで受講できるテレビ会議システムを、島根県教育センター、浜田教育センター、隠岐合同庁舎に設置する。このシステムでは、島根県教育センターの研修を浜田と隠岐で同時に受講し、浜田から松江の講師に質問することや、受講者間で協議することが可能である。システムを導入することで、受講希望の多い研修の受講機会が増え教員の研修意欲が高められること、勤務校から近い会場で受講できるため移動時間が短縮でき子どもと向き合う時間が確保できること、旅費の節減につながるなどが考えられる。特に隠岐地域では、出張日数の大幅な短縮や交通機関の欠航による受講不可の解消などの効果が期待できる。一方、対面での研修も大切であるため、システムの利用方法を検証しつつ教員の指導力向上につなげたいと考える。

○藤田委員 非常に嬉しいシステムができたと思う。家庭や子どもを持つ女性は宿泊を伴う研修には参加しづらい環境にある。この解消に向けて、確かに対面の研修も必要ではあるが、女性が質の高い研修を選択して受講できるよう、女性の活躍につながるようなシステムの運用や利用方法を考えてほしい。

○春日所長 教員の研修意欲が高まることを第一に、委員ご指摘の点も踏まえシステムの利用方法について検討していきたい。

○岡部委員 システムの導入メリットに対して導入費用は安価な印象である。もっと早く取り組めたのではとも思う。島根県にとって有効なシステムと思われるので、画像の質や画面の大きさなど、実際に運用していく中でより良いシステムとなるようグレードアップを図ってほしい。また、講師の講義を映像化して様々な機会に視聴できる取組も併せて進めてはどうか。

○春日所長 講師の了解が得られれば講義を保存することは可能。ポータルサイトという教育庁専用のWEBサイトもあるが、動画を閲覧できる環境は整備できていない。今後は整備していくことも必要になるのではないかと考える。家庭における自己研修への利用など、他県での取組も参考に検討していきたい。

— — —原案のとおり了承

**第89号 平成28年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について
（特別支援教育課）**

○三島特別支援教育課長 報告第89号平成28年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数についてご報告する。

資料11の1ページをご覧いただきたい。入学者選抜の概要についてだが、選抜検査を各特別支援学校12校で実施した。検査日は平成28年2月3日、合格発表は平成28年2月17日に掲示とホームページで行った。検査内容は、特別支援学校12校すべてが面接である。ただし、盲学校高等部の保健医療科、専攻科理療科、専攻科保健医療科は、国家試験の受験資格が与えられるため、学力検査と身体機能検査を実施した。国家試験とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師である。出願者数は189名で昨年度は204名だった。受検者数189名で全員が受検した。内訳は高等部187名、専攻科2名で昨年度より若干減少している。合格者数は189名全員合格である。内訳は高等部187名、専攻科2名。合格者数の推移は、平成17年頃から高等部の人数は増加傾向にあったが、今年度は昨年度より減少した。

資料11の2ページをご覧いただきたい。各特別支援学校の高等部・専攻科の合格者数を掲載している。傾向としては、12月17日の教育委員会会議において定員の議決をいただいたが、出雲養護学校で単一の学級が1クラス減となった影響のほか、石見部で人数が若干減少している。

－ － －原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

－非公開－

（議決事項）

第35号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

－ － －原案のとおり議決

**第36号 平成28年度島根県教科用図書選定審議会委員の選任及び諮問について
（教育指導課・特別支援教育課）**

－ － －原案のとおり議決

（報告事項）

第90号 平成28年春の叙勲内示について

－ － －原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時28分